⑷　工事内容　撤去工　１式、浚渫工　１式、土捨工　１式
　なお、詳細は入札説明書を参照すること。
⑸　工期　契約締結日から平成27年11月13日までとする。
⑹　本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑺　本工事は、入札時に「グラブ浚渫における余掘量低減に資する施工に関する技術提案」及び「土運船航行中における一般船舶への安全対策に関する技術提案」を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式「技術提案評価型Ｓ型」の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるか否かを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑼　本工事の入札において、低入札調査基準価格を下回る金額でもって応札が行われた場合は、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。
⑽　本工事は、当局が設定する調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳が当局が定めた基準を満たさないもの等に対して特別重点調査を実施する工事である。（入札説明書参照）
⑾　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。
⑿　本工事は、平成27年度本予算成立日以降、当該工事に係る予算事務手続が整った場合についてのみ、入札及び開札を行うものとするため、予算成立の事情により、本工事の入札日を変更又は取り消すことがある。

２　競争参加資格
　本工事の一般競争入札に参加するためには⑴から⒀に示す要件をすべて満たさなければならない。
　次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体又は単体有資格業者であること。
　なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾等しゅんせつ工事に係る平成27・28年度一般競争参加資格の決定を開札の時までに受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者、経常建設共同企業体又は単体有資格業者にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、950点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾等しゅんせつ工事における客観点数が、950点以上の者であること。）。
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、850点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾等しゅんせつ工事における客観点数が、850点以上の者であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務
⑹①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成11年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
　同種工事とは、以下に掲げる工事とする。
・グラブ式浚渫船による海上での浚渫あるいは床掘工事において浚渫土量（純土量）100,000㎥以上を施工した工事
　なお、当該施工実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評点表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成11年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
　同種工事とは、以下に掲げる工事とする。
・グラブ式浚渫船による海上での浚渫あるいは床掘工事において浚渫土量（純土量）50,000㎥以上を施工した工事
　なお、当該施工実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
③　経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成11年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
　同種工事とは、以下に掲げる工事とする。
・グラブ式浚渫船による海上での浚渫あるいは床掘工事において浚渫土量（純土量）100,000㎥以上を施工した工事
　なお、当該施工実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
⑺　工事全般の工程計画表（以下「工程計画」という。）が適正であること。
⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　特定建設工事共同企業体代表者又は単体有資格業者にあっては、平成11年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次同種工事に監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
　同種工事とは、以下に掲げる工事とする。
・グラブ式浚渫船による海上での浚渫あるいは床掘を施工した工事